

大都市における障害福祉施設BCPの課題に関する研究 —東京都における知的・発達障害福祉施設のBCP作成プロセスより—

Research on Issues of BCP for Welfare Facilities for Persons Disabilities in Large Cities from the Process of Creating BCP in Tokyo

湯井恵美子¹, 上園智美², 鍵屋一³

Emiko NUKUI¹, Tomomi UEZONO² and Hajime KAGIYA³

¹福祉社防災コミュニティ協会

Welfare and Disaster Prevention Community Association

²日本ミクニヤ株式会社

Mikuniya Co., Ltd.

³跡見学園女子大学

Atomi University

The Ministry of Health, Labor and Welfare requires welfare facilities for persons with disabilities to formulate business continuity plans in the event of a disaster, but its guidelines and templates do not provide a model that can respond to a large-scale disaster in large cities. Therefore, we conducted a questionnaire survey of a large number of welfare facilities for persons with intellectual and developmental disabilities with corporate headquarters in Tokyo to identify issues related to disaster response unique in large cities. The results revealed that the smaller the facilities located in large cities, the more difficult they were in continuing their operations.

Keywords: *welfare facility BCP guidelines, facilities with intellectual and developmental disabilities, welfare facility BCP for large cities*

1. はじめに

平成26年2月、わが国において障害者権利条約が発効し、障害者への合理的配慮が義務化された。平成27年3月の仙台防災枠組みでは「誰一人取り残さない」インクルーシブ防災が議論され、障害者が災害時にも安全を確保することが強く要請されている。しかしながら、近年頻発する地震、豪雨等の災害における被害は災害時要配慮者に集中する傾向があり、高齢者や障害者入所施設が被害にあう事例は後を絶たない。

厚生労働省（2021）は令和3年度に介護施設・事業所等及び障害福祉サービス事業所等に対し業務継続計画（以下、BCP）のガイドラインとひな型¹⁾を示し、令和5年度末までの作成を義務付けた。このガイドラインは東日本大震災などの経験をもとに、主に地方部での入所施設を対象に作成されている。

災害被害の大きさは、外圧としての地震などハザードの大きさだけでなく、都市の人口集中など社会的脆弱性の積算となる。平成30年大阪府北部地震²⁾は地震の規模はマグニチュード6.1と比較的小規模だったにもかかわらず、大都市部で発生したことから非常に多くの被害が発生した。さらに、早朝の出勤時間に発生したことで新幹線を含む多くの公共交通機関は停止し、道路は大渋滞するなど出勤通学等に大きな影響を与えた。このように大都市部で

の災害においては、高速道路や幹線道路の通行止めによる大規模な道路渋滞、公共交通機関や電気、ガス、水道、通信などライフラインの長期停止、木造密集地域における延焼火災など過酷事象が想定されるが、現行のガイドライン¹⁾では大都市部における過酷事象をカバーできているとは言い難い。

これまで障害福祉施設のBCPについては、柄谷ら³⁾、鍵屋ら⁴⁾による東日本大震災被災地におけるヒアリングやワークショップの結果に基づいた研究はあるが、大都市部を対象としたものはない。そこで、大都市部において大規模災害に対応する障害福祉施設のBCP（以下、福祉BCP）に必要な要素を抽出し、対策を検討することが必要となる。著者らは、2022年度に東京都障害福祉事業所の施設長を対象に3回のBCP作成ワークショップを実施し、重要な課題と対策を抽出した。また、それらのワークショップにより抽出された課題に基づき質問を作成し、東京都に法人本部がある障害福祉施設に対し調査を実施し、大都市部と郊外の中小都市に立地する障害福祉施設の課題の相違を整理した。大都市部にあっては、以下の課題が容易に想像できる。

- ・公共交通網が途絶すると職員参集が困難になる。
- ・人口が多いことで避難スペースも物資も不足する。
- ・少ないトイレに長時間並ばなければならない。
- ・またこの困難は程度の差こそあれ利用者だけでなく職

員にも当てはまる。

このような大都市部の脆弱性に丁寧に対応し準備するための指針が必要になる。そこで本稿は、大都市部における大規模災害に対応するための福祉BCPを検討するために、東京都内の特に大都市部とそれ以外に所在する施設での調査結果を比較することにより、全国の大都市部における福祉BCPに関する課題を整理し、対策を検討することを目的とする。

2. 研究の概要と方法

(1) BCPの導入の経緯

国は、災害の間接被害の軽減のために企業・組織がBCPを策定することが有効と判断し、2005年から策定を進め、事業継続マネジメント（以下、BCM）の普及を重要政策と位置付けてきた。高齢社会における災害対応という社会的脆弱性に対応するためにも、大企業のみならず福祉事業所を含む中小企業にとっても重要である。中小企業のBCMの重要項目の導入実態や導入における困難さ・容易さに着目した丸谷（2006）は、「防災計画への経営陣の関与・見直し」「連絡・通信手段の確保」など経営者の意思決定が重要なこれらの導入しやすい項目から導入し、「重要業務選定・目標復旧時間」「防災計画の定期的な点検・監査」など相当の投資や支出が必要、全社をあげた体系的・継続的な取り組みが必要な項目については簡易な取り組みで効果が得られる工夫や行政や企業間の相互支援策の必要性をあげている⁵⁾。

また、災害対応における人材育成の必要性について研究し教育カリキュラムを開発した指田（2006）は、研究のプロセスにおいてグループ討議による要求項目の具体化や災害体験やエスノグラフィを活用した演習の有効性を述べている⁶⁾。

(2) 福祉BCPの検討

福祉BCPのガイドライン開発について研究した鍵屋ら（2010）は、阪神・淡路大震災や中越地震など大規模地震を想定シナリオとして、地方の中小都市にある被災地または災害対応の先進的な特別養護老人ホームを対象にヒアリングを行い、福祉BCPの災害時対応業務を時系列で整理し、重要業務継続の考え方を直接生活介助、間接生活介助、管理経営業務などについて事業ごとに業務の継続と縮小の考え方を示している⁷⁾。福祉事業所が自助努力で解決困難な課題として、介護及び看護職員の確保、医師の確保、施設の耐震化促進、備蓄物資の確保を上げ、事業継続の基本方針を示しているが、地方の中小都市と比較して大都市部における福祉事業の継続はより厳しい条件を想起するものの、具体的な検討には至っていない。

その後、東日本大震災による障害福祉施設の甚大な被害を受け、柄谷ら（2014）は2013年に東北6県41団体42名の障害福祉施設の施設長など幹部職員、知的障害者福祉協会や全日本手をつなぐ育成会職員を対象とした障害福祉施設の事業継続に関するワークショップを行っている⁸⁾。教材として東日本大震災での障害福祉施設関係者からの聞き取りによるエスノグラフィが採用され、同業の福祉関係者による対話中心のワークショップではステップごとの全体発表や情報共有を行うことで、災害現場のイメージ構築が共有され、福祉BCPで検討すべき優先度の高い業務や解決すべきボトルネックの抽出において一定の成果が認められている。

東日本大震災以降、頻発した大規模地震や水害による被害により国は高齢者・障害者のためのガイドラインを

改正してきた⁸⁾。令和3年度には改正災害対策基本法に個別避難計画作成が市町村の努力義務と位置付けられ、災害時避難行動要支援者名簿の整備とともに進められている⁹⁾。同時に厚生労働省により令和5年度までに福祉BCPの作成が義務付けられるなど、災害時の高齢者・障害者とその事業所を支える福祉防災への取り組みは強力に進められている途上にある。厚労省（2021）の示したBCPガイドラインには、障害福祉サービス事業者に求められる役割として、利用者の安全確保、サービスの継続、職員の安全確保、および地域への貢献をあげている¹⁾。

これらの先行研究においては、東日本大震災以来進められてきた福祉BCPの取り組みでは、エスノグラフィ¹⁰⁾の活用など対話中心による研修手法が有益であること、事業所の実情に即した対応が必要であることを示しており、大都市部の特徴としての大規模な人口やライフライン、交通網などの課題に対しても同様であると考えられる。そこで本研究では、東京都に法人本部がある障害福祉事業所の施設長を対象に実施されたBCP作成ワークショップにおいて抽出された課題と実施すべき対策に関する意見の整理分析と、それらの課題に基づいて作成、実施された調査結果の分析を行うことで、大都市部の事情に即したBCPについて検討するものである。

(3) 研究の概要とプロセス

本稿では大都市部の障害福祉施設BCPについて大都市部に特徴的な課題を抽出し福祉BCPの新たな基本方針を検討することを目的として、より多様な形式知を収集するために対話型ワークショップとエスノグラフィを活用し実施した。研究対象は手をつなぐ育成会施設長会（以下、育成会施設長会）におけるBCP作成過程で抽出された課題と対策等及び、それらを参照し作成した質問を実施した東京都社会福祉協議会知的発達障害部会災害対策委員会メンバー（以下、災害対策委員会）における調査結果とする。以下、4回の研修会について概要を述べる。なお調査の概要は第4章にまとめて述べる。

4回のワークショップは全てオンラインによるワールドカフェ形式を用いた。エスノグラフィを読みキーワードを記述した参加者は、4人を1グループとして1回15分程度のセッションを3回行うが、できるだけ多くの参加者同士が意見交換できるように2回目はメンバーを入れ替え、課題と対策を話し合った。3回目のセッションでは福祉事業者の地域連携をテーマにグループごとに3つから5つまでのまとめを出し、その後全体共有を行った。

a) 研修会 1

2022年7月20日、育成会施設長会111人を対象にBCP作成研修を実施した。この時、災害イメージを喚起するために、熊本地震において入所者、避難者を支援した特別養護老人ホーム職員の災害エスノグラフィを活用した。本研修のあと、（一社）福祉防災コミュニティ協会が作成したBCPのひな型を参加施設に配布し、次回（9月21日）の研修までに必要項目を書き込み、素案を作成してもらった。

b) 研修会 2

2022年9月21日、1回目と同様に育成会施設長会103人に対し2回目のBCP作成研修会を実施した。これは、1回目の研修ののちに配布したBCPひな型の素案に基づいて、参加者が各施設においてBCP素案を作成したのち、課題及び実施すべき対策をワールドカフェ方式のワークショップで意見交換することで、BCP作成に関する課題及び実施すべき対策をさらに抽出した。

c) 研修会 3

2022年10月19日、育成会施設長会55人に対し3回目のBCP作成研修会を実施した。この回では、地震津波に対する災害イメージを喚起するために、東日本大震災において入所者を支援した障害福祉施設長の災害エスノグラフィを活用し、さらに実際にBCPを作成して難しかった点を中心に意見交換を行い、課題及び実施すべき対策を抽出した。

d) 研修会 4

2023年2月15日、研修会1から3の運営者であった東京都社会福祉協議会知的発達障害部会災害対策委員会メンバー96名を対象に、3回目のワークショップで使用した災害エスノグラフィを活用し意見交換を行い、課題及び実施すべき対策を抽出した。

3. 主な課題の分類

4回のワークショップで抽出された課題とその対策（以下、ハーベスト）の分類にあたっては、文章でまとめられたハーベストを福祉BCPの重要要素である「職員の動き」「地域とのかかわり」「モノ・ライフライン」「情報」「場」「利用者・保護者」「BCP・計画」に関連した文脈を抜き取り、コーディングの作業を行い、いずれかのテーマに分類した。その中で大都市部での福祉事業の継続に欠かせない「人」「モノ」「情報」「場所」の観点から以下のように分類した。

(1) 人の要素

a) 職員

- ・職員同士の不公平感をなくす工夫の必要性
- ・職員の役割について決めておく
- ・参集方法の検討、近所の人を雇っておき、参集しやすい人を増やす、家族との同行参集
- ・施設間の連携
- ・対話（ワークショップ）による職員研修
- ・災害後の職員ケア
- ・夜間のルール作り、夜間対応
- ・職員自身を守る
- ・職員の家庭に防災対策の実施、家庭での家族の理解
- ・応援職員の受入れ時期（タイムラグ）

b) 利用者・保護者

- ・利用者（保護者）参加の防災の勉強会や個別支援計画の作成
- ・個別避難計画の作成
- ・通常の福祉サービス提供
- ・発災直後の対応を保護者と共有化
- ・災害時に利用者の行動が激しく変わる
- ・利用者のパニック対応（非常用ベルなど）
- ・高齢で迎えに来られないなど施設での預かり対応
- ・多数の避難者の受入
- ・ショートステイなど避難先の環境に慣れておく、一時的に預かってもらう体験
- ・車いすの人は日頃から1階で作業を行う体制をつくる
- ・同性介助が強いられる
- ・実動訓練がしにくい重度障害者の対策が必要

c) 地域とのかかわり

- ・ボランティアの活用（お願いする業務を決めておく）、実習生など福祉を知っている人をボランティアとして活用

- ・町会長や民生委員とのつながり
- ・避難、防災訓練
- ・地域の掲示板を使った福祉避難所の周知、のぼりなどでの周知、施設開放
- ・ペット対応
- ・食料持参で受入れ
- ・施設のバスで地域の人を避難所まで送る協定

(2) モノの要素

- ・備蓄の場所確保
- ・足りないものを行政無線を使って調達
- ・資金力：災害対応のための資金を持っておく
- ・発電機、蓄電池、太陽光発電機、電気自動車
- ・災害用自販機
- ・トイレ対応
- ・薬（向精神薬など個別性が高く手に入りにくいもの）
- ・ガソリン
- ・冷暖房の準備
- ・高齢食やアレルギー対応食の準備
- ・口腔ケア
- ・パーテーション、テント
- ・汚物の臭い対策
- ・簡易ベッド、寝袋、布団

(3) 情報の要素

- ・有料の一斉メール活用
- ・紙ベースでマニュアルを作成しておく（停電対策）
- ・グーグルマップを使って職員の居場所の把握
- ・施設間の情報共有

(4) 場所の要素

- ・避難所の開設と訓練（地域住民の参加）
- ・避難場所への散歩訓練
- ・福祉施設と行政との連携
- ・病院、福祉施設、役所と月一回の勉強会

(5) 抽出された課題の傾向

人の要素については最も多くの意見が出された。それらを、「職員に関するもの」「利用者・保護者に関するもの」「地域とのかかわりに関するもの」に分けて整理した。職員に関しては、災害対応の担い手として施設への参集を実現させるための準備の必要性が多く語られている。利用者・保護者に関しては、避難計画の事前作成とともに障害由来の困難への対処や保護者の高齢化の課題があげられている。地域とのかかわりについては、一緒に災害対応に当たってもらえる人手の確保とともに、福祉避難所として障害児者の受け入れをする、あるいは施設のバスの提供など、支援と受援の両方において地域との連携が語られている。

モノの要素については、向精神薬の備蓄の必要性など障害者支援施設に特徴的な項目が挙げられるなど、長期にわたる災害対応のために必要な物品について具体的に想起されており、一方で、物品だけでなく、資金力や保管場所についても語られている。

災害時の情報伝達、情報共有については災害時に活用しやすいオンライン機能の活用や施設間で情報共有する必要性が挙げられており、場所の要素としては、自施設が避難所になった場合に地域や行政とうまく連携するための訓練や勉強会についてあげられているとともに、施設外へ利用者を連れて避難することも想起されている。

4. 調査結果

(1) 調査の概要

研修会 1 から 3 で抽出された課題を参酌して質問を作成した。調査項目は表 1 のとおりである。

表 1 福祉施設職員調査項目

施設の基本情報，建物構造，ハザード状況，BCP 作成の現状，避難場所，避難所，災害時の事業の強み（・ハード・ソフト・ハード），計画と訓練，職員の参集，応援職員の確保，福祉避難所，個別避難計画，在宅被災者等への支援
--

本調査の実施期間は，2022 年 12 月 7 日から同年 12 月 22 日までオンライン上の調査機能を使用し，無記名で実施した。対象者は災害対策委員会メンバー 150 施設の職員で，141 施設より有効な回答を得た。回収率は 94%であった。回答者全体の事業種別を図 1 に示す。

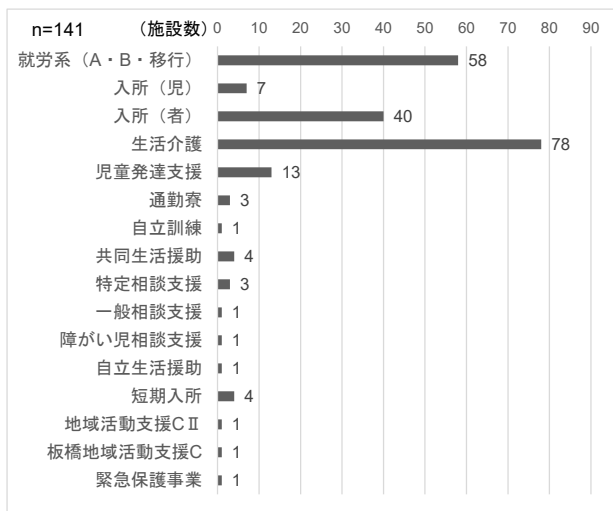


図 1 事業種別 (複数回答)

福祉事業は大きく入所事業と通所事業に分けられるが，入所施設が複数の通所事業を行っている事業所，入所事業は行っていないが複数の通所事業を行っている事業所も多い。事業種別では生活介護事業が最も多く，ついで就労系 (A・B 型，移行)，ついで障害者入所事業であった。

結果を集計し分析するにあたり，大都市部における課題等の傾向を見るために，全回答数 141 件から所在地の回答がなかった 4 件を除外し，所在地を回答している 137 件を有効とした。また，武蔵野市と三鷹市は特別区部と隣接し，交通状況や居住状況において都内の他の市町村と比較し特別区部と近似の状況であると判断し，大都市部とそれ以外の地域の状況を比較するにあたり，その他の都内の市町村と区別して集計分析を行った。従って，東京 23 区と武蔵野市および三鷹市を「大都市部」，それ以外の東京都内の市町村を「大都市部を除く都内」とし，東京都以外に所在する事業所は「都外」とし，これら 3 つに分類した。さらに職員数と利用者数に大きな幅があり，大規模施設は入所事業を行っていることが調査結果で明らかになったため，施設の規模により災害対応に相違が生じるのではないかと仮定し，職員の人数をもとに施設を小規模 (職員数 30 人以下)，中規模 (職員数 31 人から 50 人)，大規模施設 (職員数 51 人以上) に分類

し集計した。所在地ごとの各事業所数を表 2 に示す。

(施設数)	小規模	中規模	大規模	合計
大都市部	44	26	14	84
大都市部を除く都内	21	7	8	36
都外	3	6	8	17
				137

なお，「都外」に分類される事業所は，法人本部は東京都内にあるものの，実際の事業所は東京都外に所在する施設である。本研究では東京都内における大都市部とそれ以外の障害福祉事業所の状況を比較分析することを目的とするため，「都外」17 施設は分析から除外した。

(2) 施設の耐震状況

大地震が発生した場合，福祉施設では人命を守るレベルにとどまらず，事業継続できる耐震性があることを求められる。そこで，1981 年 6 月の耐震基準改正前 (以下，旧耐震)，それ以後，2000 年 6 月の耐震基準改正まで (以下，新耐震)，それ以後の建物 (以下，新新耐震) の建物について質問した。図 2 で大都市部における結果を，図 3 で大都市部を除く都内施設の結果を示す。

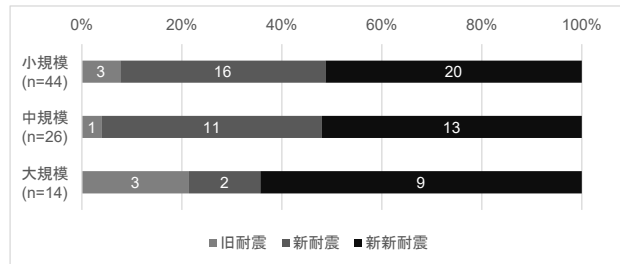


図 2 施設の耐震状況 (大都市部)

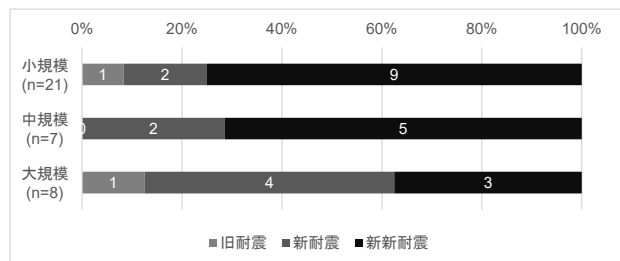


図 3 施設の耐震状況 (大都市部を除く都内)

図 2 で示すとおり，大都市部においては大規模施設は新新耐震基準で建てられた施設の割合が若干多いことがわかる。一方，図 3 で示すとおり，大都市部を除く都内施設では，小・中規模施設の新新耐震の施設が多いことがわかる。

全体では，人命を守れるか不安のある旧耐震の施設が 9 施設あった。また，大都市部の小・中規模施設，大都市部を除く都内の大規模施設では約 5 割が旧耐震と新耐震の建物であり，設備や建物の一部が破損する恐れがあるために，事業継続が厳しくなる可能性がある。

(3) 洪水及び土砂災害想定と施設の階数

浸水深が 0.5m を上回ると床上浸水相当となり，車いすでの移動，車避難も困難になる。浸水深が 3m を上回ると 2 階の床上浸水相当になり¹¹⁾，施設の階数によっては立ち退き避難の判断が迫られる。そこで「洪水により想定

される浸水深 (m)」と質問し、各施設より浸水深のメートル数の回答を得た。なお本設問においては参考資料を特定しておらず、回答された浸水深がL1 想定によるものかL2 想定によるものかの特定は行っていない。

図4、図5に大都市部とそれ以外の都内施設の浸水想定を示す。

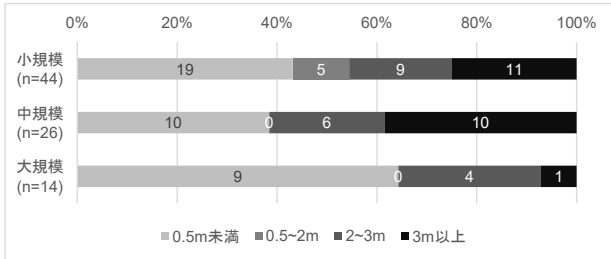


図4 施設の浸水想定(大都市部)

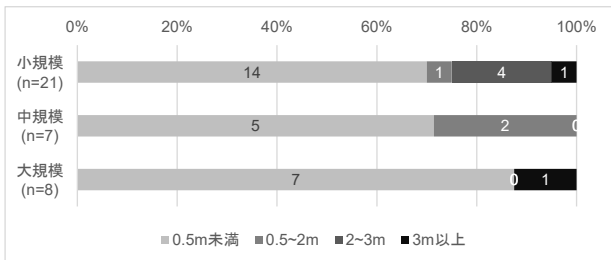


図5 施設の浸水想定(大都市部除く都内)

全体として、浸水想定のない事業所は大都市部で21施設、大都市部除く校外で14施設であり、洪水浸水想定エリアに所在する事業所は85施設で、全体の70.8%であった。50cmまでの浸水想定が29施設と最も多く、ついで3~5mが24施設、2~3mが23施設となる。5m以上の浸水想定に立地する事業所も4施設みられる。大都市部の小、中規模施設は大都市部除く都内施設と比較すると、洪水による浸水想定が厳しいことがわかる。

そこで、それぞれの施設階数をみると、大都市部で1階及び2階建て施設は31施設、大都市部除く都内では25施設ある。そのうち2m以上の浸水想定域の施設を比較すると、大都市部では小、中規模施設がほとんどであり、大都市部除く都内でも2m以上の浸水想定域に立地するのはほとんどが小規模施設であることがわかる。図6に2m以上の浸水想定と施設の階数について示す。

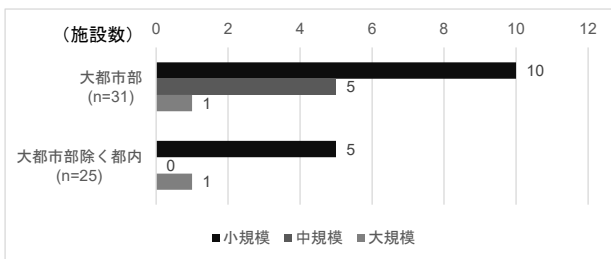


図6 2m以上の浸水想定域と低層施設数

大都市部の小、中規模施設のうち、1、2階建ての施設で、2m以上の浸水想定域にある施設については、早期避難を目指しタイムライン等を活用した避難確保計画を立て、施設外の避難先の確保が重要となる¹²⁾。

また、土砂災害警戒区域、特別警戒区域に該当する施設は大都市部で3施設、いずれも小規模施設で、1階建て

が2施設、4階建てが1施設であった。大都市部除く都内で該当する施設も3施設で、小規模、中規模、大規模それぞれ1施設ずつ、いずれも3階建て施設であった。特に、大都市部で該当している小規模施設で1階建ての2階建ては、洪水対応と同様に施設外への早期避難の備えが必要となる。土砂災害が想定される施設のうち洪水による浸水深が0.5~1mは2施設でそれぞれ中規模(3階建て)・大規模施設(1階建て)であった。1~2mでは小規模施設が1施設(4階建て)、3~5mでは2施設が該当し、いずれも小規模で1階建ての施設であった。

(4)BCP 策定の現状

障害福祉施設にとって、災害時に中断なく福祉事業を継続するためには、事前に災害時優先業務を検討し、人手や備蓄品などの準備を計画的に進めることが肝要である。そのためには福祉BCPの策定が欠かせない。そこでBCP策定の現状を質問した。結果は図7のとおりである。

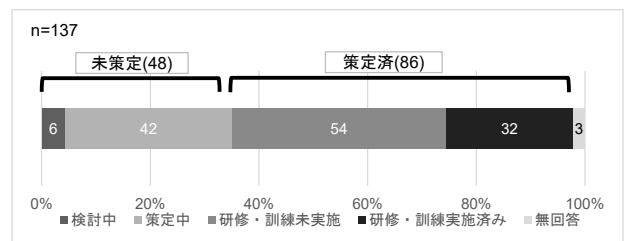


図7 BCP 策定状況

BCPの策定状況を見ると、BCP策定済みの事業所は86施設で、全体の62.8%であり、48施設(35%)は未作成である。また、BCPは策定しただけでなく、その後も実効性を高めるために継続的に訓練等により管理運用していくことが重要だが、BCP策定済み施設のうち訓練を実施しているのは37.2%であった。

なお、福祉事業所のBCPについては厚生労働省が2023年度末までに作成を義務付けている¹³⁾ことから本年度中に策定が進むものと見込まれる。

(5) 災害時の避難場所、避難所

障害の個別性に応じた避難先の検討が必要な障害福祉施設にとって、緊急的に立ち退き避難が必要な場合、場所の選定から行っているのはタイミングを逸しかねない。そこで災害時の避難場所、避難所について質問した。結果を図8で示す。

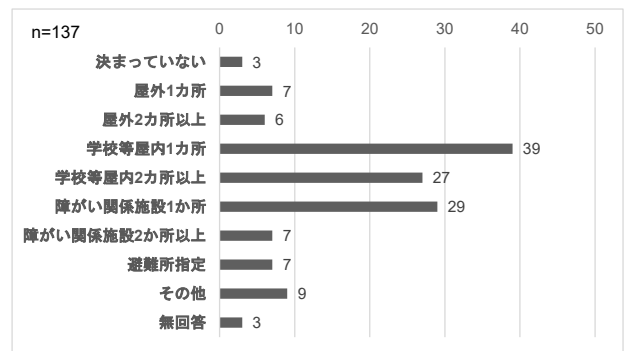


図8 避難場所・避難所

ほとんどの施設では屋外1か所以上の施設外避難場所を計画しており、多くは屋内施設を避難先としている。

最も多いのが学校等地域の避難所である屋内施設 1 か所であった。ついで障害関係施設 1 か所、学校等屋内 2 か所以上である。その他想定されている避難先については、「所在地域に水害想定がないため避難先の検討をしていない」「地震の場合は自施設の状況を見てから避難先を検討する」など、事前の検討がなされていない施設もある。

災害時の避難先について、大都市部と大都市部を除く都内との比較を図 9、図 10 で示す。

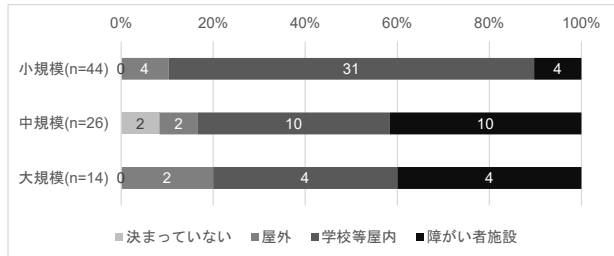


図 9 想定している避難場所, 避難所(大都市部)

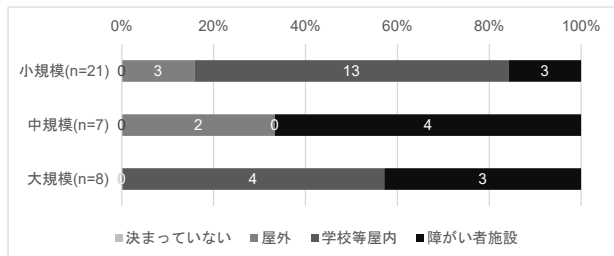


図 10 想定している避難場所, 避難所(大都市部を除く都内)

大都市部の中規模施設では数は少ないものの、避難先が決まっていない施設がある。利用者の障害理解が前提されている同じ障害関係施設を避難先を選んでいく割合が大都市部の小規模施設で 1 割弱、大都市部を除く都内の小規模施設で 2 割弱と、中規模、大規模施設と比べ非常に低くなっている。多くの施設で避難先は学校等地域の指定避難所を想定しているが、屋外を避難先としている事業所もみられる。

障害児者にとってルーチンから外れた行動や慣れない場所での滞在は不穏行動を誘発しやすく、当事者と支援者双方にとって厳しい状況が予想される。障害によっては体温調整が困難であったり、雨に濡れることが苦手など当事者によりさまざまな困難が予想される。そのため、障害福祉施設の立ち退き避難先は利用者の状況を吟味したうえで事前に丁寧に検討し決めておき、場所や行動に慣れるための訓練を重ねておくことが必要である。

(6) 災害時の事業の強み・ハード

福祉 BCP 作成にあたっては、施設周辺のハザードの理解とともに大切なポイントは自施設の特徴を把握することである。そこで、自施設の立地の安全性、建物の耐震化、家具固定やガラス飛散フィルム等保護シートの設置、非常用発電の準備など、自施設のハード上の強みについて質問した。

全体として建物の耐震への取組みが最も多く、ついで家具の転倒防止への取組みとなり、地震への備えへの意識の高さが見られる。一方で、ガラスの保護シートや天井部材の強化など非構造部材の耐震化はまだ取組み途上にある。大災害時の長期間のライフライン途絶への取組

みとなる自家発電や受水槽への取組みはほとんど行われていない状況である。結果を図 11 で示す。

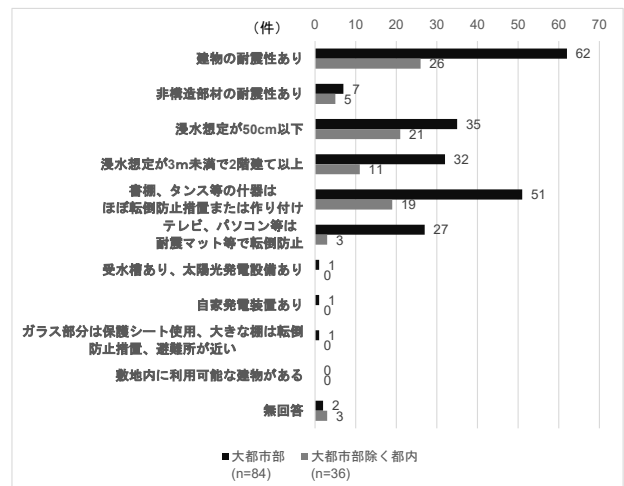


図 11 災害時の事業の強み・ハード(大都市部)

(7) 災害時の事業の強み・ソフト

地震対策としての耐震化等、ハード対策と同様に大規模災害を乗り切るためには、備蓄品(トイレ、水・食料、薬、停電・断水対策品等)、情報への備えが必要となる。そこで、それらの準備状況について質問した。

a) モノの要素

障害児者にとっての災害時備蓄品の中で、特に代替ができない薬とトイレ(おむつ等を含む)の備蓄状況について結果を考察する。

トイレの備蓄状況を図 12、図 13 で示す。

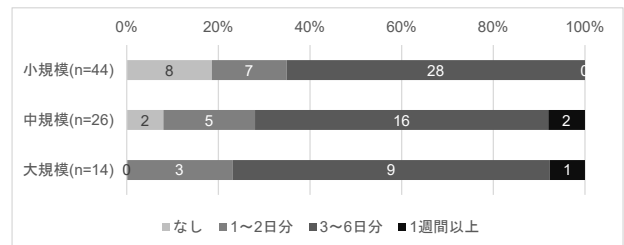


図 12 トイレの備蓄状況(大都市部)

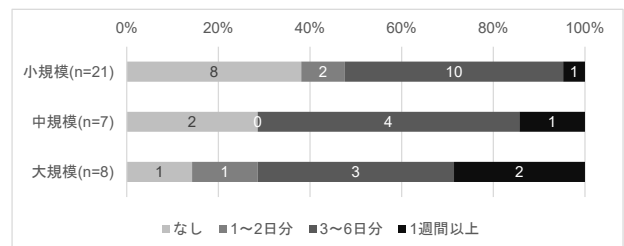


図 13 トイレの備蓄状況(大都市部を除く都内)

東京都は大規模災害に備えるため 1 週間以上の備蓄を求めているが、大都市部の小規模施設では 2 割近い施設がトイレ備蓄を持っておらず、大都市部で 1 週間分の備蓄を達成している施設は 1 割に満たない。

また、大都市部を除く都内施設の小規模施設でも備蓄を全く持たない施設が約 4 割あり、非常に備蓄が乏しい結果となっている。全体として 1 週間以上の備蓄をしている施設はわずか 7 施設であることから、停電・断水が長期に続いた場合は、ほぼすべての施設はトイレを求めて

避難所等に行かざるを得なくなる。

東京都の避難所収容予定数は 320 万人¹⁴⁾であり、大都市部では特に多数の住民が避難所に押し寄せることが想定され、避難所のトイレにたどり着くまでかなりの時間がかかることが予想される。また、障害当事者は学校等でのトイレ施設を障害由来の理由で使用できないことも考えられ、障害当事者も、施設職員も過酷な状況に陥ることが予想される。

当事者にとって個性の高い備蓄品として向精神薬や抗てんかん薬などの薬があげられる。薬の服用ができなくなると命に関わるので、災害が起きても十分に対応できるだけの備えが必要となる。そこで薬の備蓄状況について質問し、その結果を図 14、図 15 に示す。

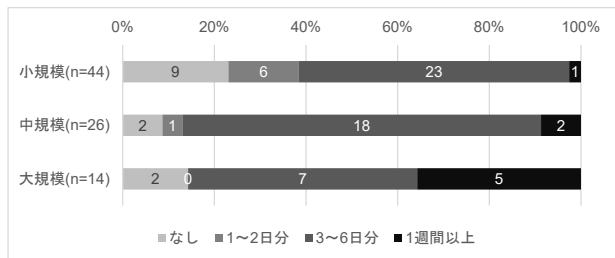


図 14 薬の備蓄状況(大都市部)

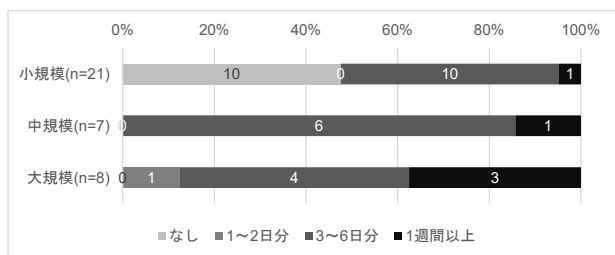


図 15 薬の備蓄状況(大都市部除く都内)

薬の備蓄状況については大都市部の施設は規模にかかわらず備蓄を持たない施設が 1 割から 2 割ある。大都市部除く都内施設においては小規模施設が特に薬の備蓄を持たない結果となった。

向精神薬など薬によっては処方量や種類など非常に個性が高い処方薬となり、施設だけの取組みでは十分に備えることはできない。当事者と保護者、主治医や施設と提携する医師や薬剤師とも連携し、災害時の薬の備蓄や円滑な提供方法について丁寧に打ち合わせておくことが必要である。

b) 情報の要素

災害時の情報の確保は、利用者とその家族の安否確認や出迎えの確認、職員に対しては参集の依頼、リアルタイムの災害情報など、災害対応の要である。そこで、災害発生後に職員や利用者の安否確認等に使用する主な情報ツールの種類を質問した。

大都市部の小規模施設では 4 割強、中規模施設は 6 割以上が固定電話及び携帯電話を情報ツールとして設定しており、災害時に輻輳により使用できなくなる電話を主な情報ツールとするのは過去の大規模災害の記録からも非常に脆弱な状況である。一方、大規模施設では電話以外の情報ツールを準備している割合が多くなる。

大都市部除く都内施設においても小規模施設では 6 割近くが電話連絡を想定しており、大規模施設ではライン等の SNS やインターネットメールを主な情報ツールとして準備している傾向にある。図 16、図 17 に情報ツールの

準備状況を示す。

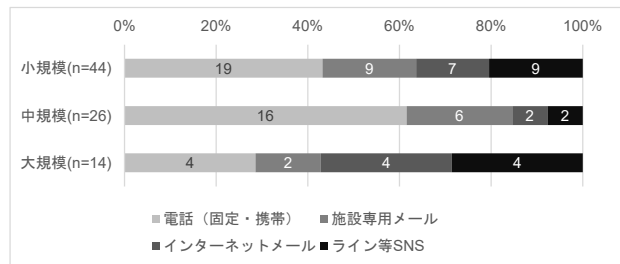


図 16 発災後の情報ツール(大都市部)

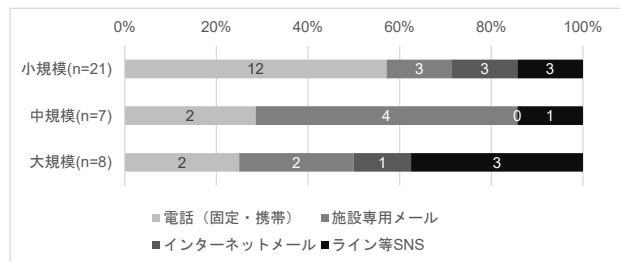


図 17 発災後の情報ツール(大都市部除く都内)

本設問では単一回答として質問しているものの、災害時には施設や関係者の安全情報や行政とのやり取りなど、職員間で正しい災害情報を収集・共有し、適切に対応するために、災害時に機能する多様な情報ツールを準備することは極めて重要である。これまでの大規模災害で周知のとおり、電話は輻輳し、インターネットメールの多くは既読確認ができない、遅れて届くなどの状況が予想される。災害時などに緊急メールを送受信する専用メールは経費が掛かる場合もあり取組みにくい状況にあることが推測されるものの、障害当事者は電気、水道などライフラインが止まると行動が極端に制限される場合も予想され、支援者と連絡が取れなくなると命を守るための十分な支援を受けることが難しい状況に陥る可能性がある。

(8) 災害時の事業の強み・ハート

筆者らは福祉施設が関係者と良好な信頼関係を構築していることを事業の強みにおいて「ハート」と表現するが、災害時に障害当事者と支援者を守る強みとなる。そこで、施設を中心とした信頼関係性について質問した。

施設の規模にかかわらず全体として、利用者・保護者と職員、職員同士、および地域との信頼関係をみると、利用者・保護者及び職員同士の信頼関係は大都市部、大都市部除く都内いずれにおいても良好な関係性が存在していることがわかる。

結果を図 18、図 19 に示す。

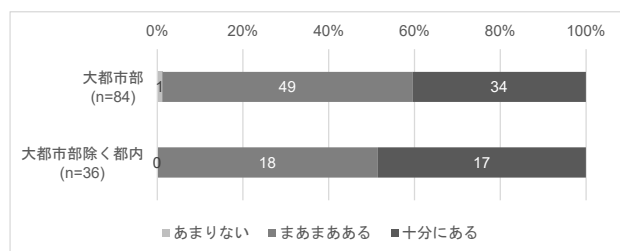


図 18 利用者・保護者と職員間の信頼関係

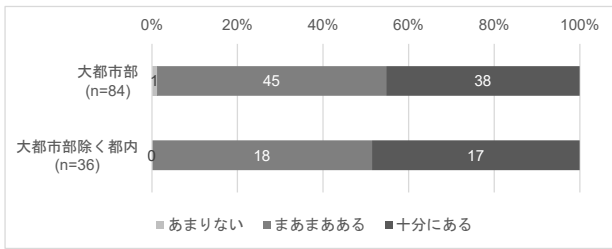


図 19 職員同士の信頼関係

一方、図 20 に示すとおり、地域との関係性を見ると地域との良好な信頼関係があまりないと感じている職員が 2 割近くおり、十分に信頼関係があると言及できる職員も利用者家族や職員間と比べると半分以下となっている。

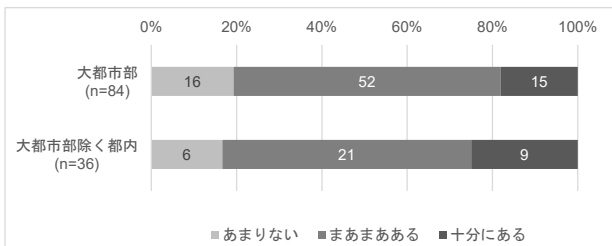


図 20 地域との信頼関係

厚生労働省の BCP 作成ガイドライン¹⁾には地域貢献の重要性として、社会福祉施設としての公共性の観点から施設が無事であることを前提に、福祉事業所の地域への貢献を重要な役割と位置付けている通り、福祉施設が災害時に適切な事業継続を行うためには、日頃から地域と良好な関係性を築いておくことが必要である。

過去の水害において夜間に水害が発生した入所施設では、通常でも極少数の職員で夜間勤務にあたっているなか、緊急的に上階に垂直避難が必要となった。この時、すでに近隣で水害が発生し道路の通行等ができずに職員の参集は難しかったが、日頃から地域の支援者と訓練を重ねていたことで、20 名ほどの支援者が参集し対応に当たった事例¹⁵⁾がある。

これは、障害当事者にとっても同様であり、当事者及び保護者は日頃から地域に対し障害理解を促しつつ日常生活上の困りごとや災害時の心配事などを上手に共有しておくことが求められる。

(9) 人の要素

福祉 BCP の災害時優先業務を検討するときには、災害発生後にどれだけ速やかに多くの職員が参集できるか、応援職員を確保できるかを把握し、職員増に向けた体制を作っておくことが求められる¹⁶⁾。そこで、災害発生後の職員の参集状況と応援職員の確保について質問した。

a) 職員の参集状況

大都市部では、職員が「ほとんど参集できない」「十分な人数は参集できない」状況が小規模施設と中規模施設で 8 割近くに上る。大規模施設では「十分な人数が参集できる」施設はない。さらに、大都市部を除く都内施設では、中規模施設では 5 割超の施設が「まあまあ十分な人数が参集」と「十分な人数が参集できる」とするものの、小規模施設及び大規模施設では、「ほとんど参集できない」であり、いずれも 6 割以上が「十分な人数が参集できない」としている。

BCP で検討して決めた災害時の重要業務を遂行するた

めには職員参集が前提となるが、特に大都市部の小規模施設では厳しい状況にある。大都市部では公共交通機関による長距離の通勤が可能だが、災害で交通が止まると、職員の参集手段が極端に限られ、参集に長い時間がかかることが予想される。職員が参集できなくとも施設を支えてくれる支援者の確保が必要となる。職員の参集状況について図 21、図 22 に示す。

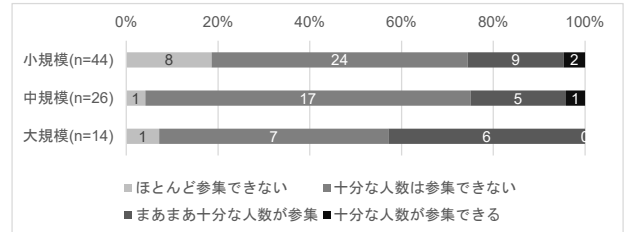


図 21 職員の参集状況（大都市部）

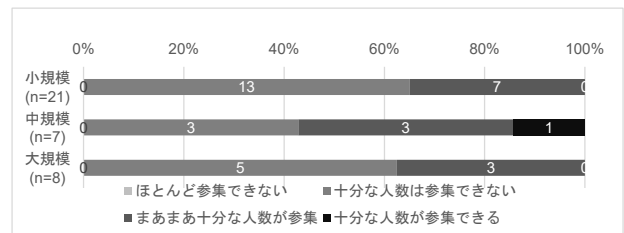


図 22 職員の参集状況（大都市部除く都内）

b) 応援職員の確保

応援職員の確保について結果を図 23、図 24 で示す。

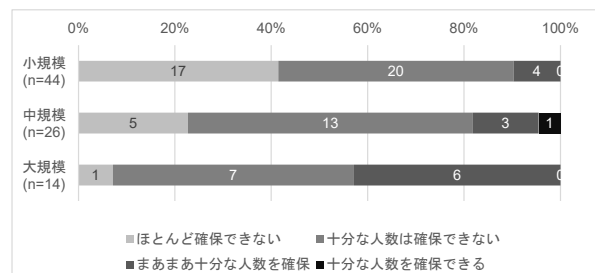


図 23 応援職員の確保（大都市部）

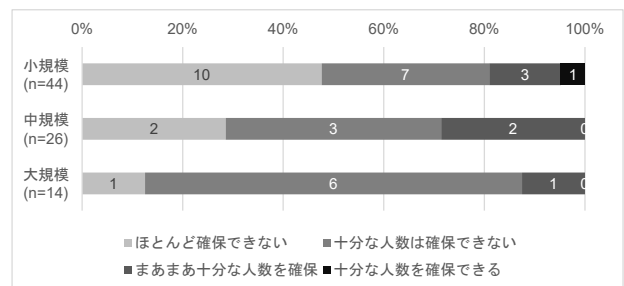


図 24 応援職員の確保（大都市部除く都内）

大規模災害において施設職員だけでは対応できない場合に応援職員が見込めることは非常に心強いですが、事前の取り決めが必要であることから、応援職員の確保について質問した。

結果を見ると、大都市部の 8 割超の小規模および中規模施設と大規模施設の約半数は災害発生後に応援職員が確保できないことが分かる。通所施設において勤務時間内に災害が発生した場合などは、業務交代ができないまま、長時間の勤務を強いられることが懸念される。

c) 応援職員の要請先

職員の緊急参集が難しい場合には関連施設の福祉職員などによる応援要請は欠かせないが、事前に要請について相互に取り決める必要がある。そこで応援職員の要請先について質問した。図 25、図 26 に結果を示す。

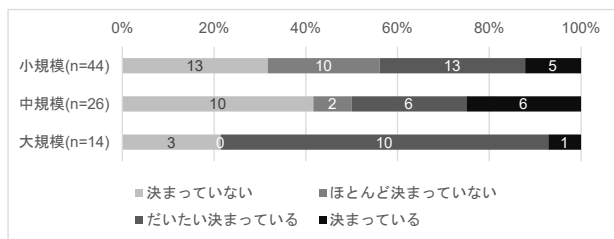


図 25 応援職員の要請先 (大都市部)

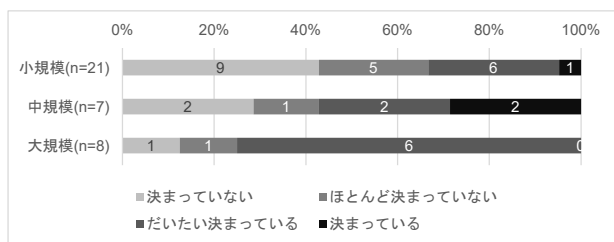


図 26 応援職員の要請先 (大都市部除く都内)

応援職員の要請先は施設の規模が小さいほど十分に検討されていないことがわかる。

職員の参集状況の改善には、予め非常参集できる職員を把握しておくとともに、例えば介護や保育の必要な家族と一緒に施設に参集し、自宅の近所にある福祉施設を支援するなど、施設と職員のできることをすり合わせておくことが考えられる。利用者は自宅で安全に過ごすための備蓄を充実させ、災害発生が見込まれる場合や災害発生後速やかに家族に引き継ぐことで施設の負担を軽減させることができる。職員や施設だけで取り組まず、日頃から近隣住民と訓練等を通じ施設の実情を理解してもらい、良好なつながりを持つておくことも被害軽減を目指すために有効だと考えられる。

(10) 福祉避難所としての取組み

障害児者にとって障害理解があり、適切なケアを期待できる福祉避難所は避難先の大きな候補となる。行政が福祉避難所を確保する方法は主に 2 通りあり、所在自治体から指定を受ける場合と協定を結ぶ方法である。その他に、所在地域からの要請や利用者と保護者の要請に応じて準備している施設がある。そこで福祉避難所の指定状況について質問した。その結果を表 3 で示す。

表 3 福祉避難所の指定状況

(施設数)	大都市部 (n=84)	大都市部除く都内 (n=36)
特になし	26	17
協定はないが利用者、地域と約束	6	1
協定福祉避難所	21	5
指定福祉避難所	25	11
その他	6	2

指定福祉避難所 36 施設、協定による福祉避難所 26 施設である。指定や協定による福祉避難所ではないが、利用者や地域と避難所開設を約束している事業所が大都市部に多くある。その他の意見では、「今後、協定の予定

がある」「入所が併設のため、福祉避難所としての活用が難しい」「立地条件がよくない」などの状況があった。なお、福祉避難所を開設運営するためには手順と行動基準を具体的に共有するためのマニュアルが必要である。そこでマニュアルの有無について質問した。結果を図 27 で示す。

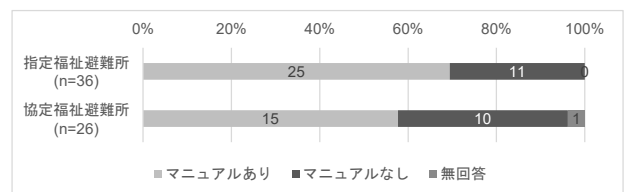


図 27 協定及び指定福祉避難所のマニュアル策定状況

指定及び協定による福祉避難所のうち、マニュアルを作成している施設は、指定福祉避難所 36 施設のうち、25 施設 (69.4%)、作成していない施設は 11 施設 (30.6%) であった。また、協定による福祉避難所 26 施設のうち、マニュアルを作成している施設は 15 施設 (57.7%)、作成していない施設は 10 施設 (38.5%)、無回答 1 であった。また、福祉避難所を開設運営するためにはマニュアル作成だけでなく、実際に開設運営の訓練をしてスキルを上げておくことが必要である。そこで指定及び協定による福祉避難所の訓練の実施状況を質問した。図 28 に結果を示す。

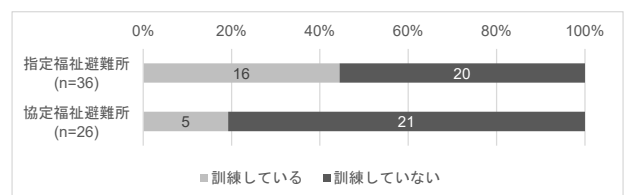


図 28 協定及び指定福祉避難所の訓練実施状況

指定及び協定による福祉避難所において、訓練を実施している施設は指定福祉避難所の 4 割超、協定による福祉避難所ではわずか 2 割にとどまっている。全国レベルの調査¹⁷⁾によると福祉避難所のマニュアルの作成率は 15.5%、訓練の実施は 15%であることと比較すると取組みの高さはみられるが、十分とは言えない状況である。

福祉避難所は障害児者にとって重要な避難先であり、その開設運営は福祉 BCP の重要業務の一つである。今後、BCP の更新の中で、例えば、入所施設が福祉避難所の開設訓練を行い、その避難所として訪問系事業所が利用者の福祉避難所までの行動訓練を行うなど、重層的な取組みに発展していくことを期待したい。

(11) 個別避難計画と在宅被災者の支援

障害児者の特性は多様で、生活上の困りごとと支援内容もまた多岐にわたる。「障害者」という一つの枠組みで避難先や避難手段、避難生活上に必要なものを図ることはできない。個別性の高い障害児者の避難行動と避難生活に対応するためには、その人に適切な避難計画が必要になる。現在、市区町村は災害時避難行動要支援制度の中で、支援の必要な人の名簿を作成し、個別避難計画策定に取り組んでいる。

a) 個別避難計画の策定状況

障害などの状態が重く、かつ独居や地域での孤立などより丁寧な支援が必要な要支援者を優先に個別避難計画策定が進められているが、個別避難計画策定状況につい

て質問した。

個別避難計画とは災害時に行政の担当者や福祉関係者がすぐに避難支援等に駆け付けられない場合を想定し、当事者の居住地域内で地縁支援体制を事前に計画し、訓練しておくものである。計画策定においては当事者の状態を日常からよく理解している福祉関係者の参画が重要な要素であることが国の検討会でも指摘されている。図 29 に策定状況を示す。

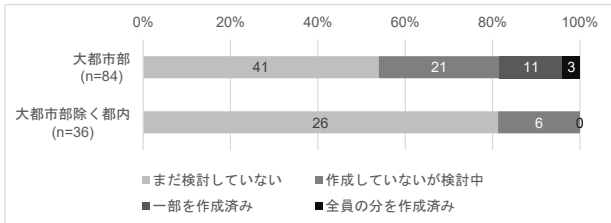


図 29 個別避難計画の作成状況

個別避難計画の本格的な作成は 2021 年度に災害対策基本法の一部が改正され、その作成が市町村の努力義務とされてからであり、現在のところ全国の市町村では 2026 年度末をめどに作成完了を目指している¹⁸⁾ものと考えられる。本調査結果によると、個別避難計画の策定数は大都市部では数は少ないものの、全員分を作成している施設がみられる。しかし、大都市部の 5 割超、大都市部を除く都内は 8 割強の事業所で未検討であることがわかる。その他意見として「区や市防災安全課が順次作成を進める予定」「区の指示により福祉事務所等が作成」「通所事業所として必要ない」などがあげられている。

b) 在宅利用者を支援する計画の策定状況

長期避難が必要だった東日本大震災では障害者や高齢者は障害や病気などの理由で避難所に行けず、あるいは行っても長く滞在できず結果的に壊れた自宅など劣悪な環境での被災生活を強いられてきた人もいた¹⁹⁾。災害関連死対策として、災害時の障害者の安全確認は避難所だけでなく、自宅で避難する障害者の状況把握や支援を検討しておく必要がある。そこで在宅利用者の支援について質問した。図 30 に結果を示す。

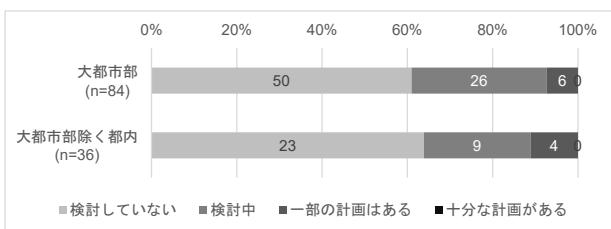


図 30 災害後に在宅利用者を支援する計画の策定状況

総じて 6 割超の事業所では災害時に在宅避難する利用者に対する十分な支援計画が検討されていないことがわかる。障害者の在宅支援は通所事業の場合は福祉避難所等利用者の個別避難計画に沿って同行避難する、またその管理運用が災害時の優先業務になりえる。同様に入所施設の場合は福祉避難所の開設運営を担う場合がある。個別避難計画の策定については地縁支援者不足が課題にあげられることがあるが、福祉 BCP を作成更新する際に事業ごとの優先業務を選定する際に、利用者の個別性に配慮した地域貢献・地域連携について具体的に検討を進める必要があると考える。

5. 特に重要な課題についての考察

(1) 大都市部における支援受援体制

日頃から最低限の職員で福祉支援に従事し、多忙を極める障害福祉施設が多い中、ライフラインが長期停止するような大規模災害に対応するためには、まずは災害対応に従事できる職員及び外部からの応援職員を確保しておくことが肝要である。また、大都市部では公共交通機関が発達しており、県境をまたいだ移動も容易であるが、災害時に電車等の公共交通機関が停止すると途端に通勤や帰宅に多大な困難が発生する。

前述の大阪府北部地震においては朝の通勤通学時間帯に地震が発生したことで、特別支援学校によっては 3 割ほどの職員しか出勤できず、分掌ごとに組織されていた災害対応班が機能しなかった事例もみられた。BCP における職員参集不足には、例えば職員が本来の職場でなく居住地近隣の職場に駆け付けたり、OB への支援を依頼したり、専門性がなくともできる業務を地域の住民に任せると、大都市部固有の工夫が必要と考えられる。

(2) 情報の確保

災害時の情報の確保については、現在は、有料無料にかかわらず多様な安否確認サービスや情報共有ツールが提供されており、日頃から通信アプリなど SNS に触れる機会も多いことから、使い慣れた SNS などをグループ化して対応することも考えられる。さらに大都市部では避難所指定されている小中学校やコミュニティセンターなど近隣の公共施設に防災無線が整備されているので、緊急時には活用することができる。職員は、自施設の利用者や保護者の状況に応じて、一緒に利用しやすい多様なツールを知り、日頃から活用を進めることが重要になる。

(3) 備蓄品等事前の準備

障害由来の必要物品は通常でも気軽に購入できないものがある。特に医療のケアに必要な物品や向精神薬など個別性の高い処方薬である。薬の備蓄については近年、大都市の特別支援学校の中には保護者と使用方法等の取り決めを行い、1 週間程度の薬を保健室に保管し、さらに 1 週間分を毎日携帯する取組みを行っている学校もみられる。東日本大震災では特別支援学校に備蓄しておいた薬が命綱になった事例もある²⁰⁾。

同様に、薬以外の災害備蓄品を学校や施設だけで準備せず、当事者が自ら準備した個別性に配慮した備蓄品を避難先に予め置いておく取組みも増えてきた。高知県の津波避難タワーには近隣の子ども施設のおむつなどが置かれている。大規模水害時に 23 区外に避難する必要も考慮すると、広域な視野で相互協力できる障害福祉施設間の連携や特別支援学校との連携も図っていく必要がある。

(4) 個別避難計画の活用

在宅避難の障害者を守る取組みも福祉事業者の重要な役割である。現在、国が法律を改正してまでその取組みを重要視している個別避難計画による要配慮者の災害時の保護であるが、決して障害当事者だけを守る取組みではない。過去の災害での犠牲者は要配慮者だけではないからである。水害時には特にタイムラインの活用などにより、災害発生前から安全に時間をかけて車避難できるタイミングがある。ハザードの厳しいエリアに住む全ての住民が、地域の福祉施設や在宅で福祉サービスを使い

ながら生活している要配慮者と一緒に、予め計画した適切な避難先まで早期避難を実現するきっかけとしても、個別避難計画は地域全体の安全に重要な役割を果たすことができる。ハザードを共有する地区ごとに、要配慮者の個別避難計画を中心とした安全安心な地区防災のルール作りが進むことを期待したい。

災害時の個別避難計画を、個別の教育支援計画の中で検討している特別支援学校では、自宅のハザードと避難先、避難ルートを担任と保護者が共有し、安全が図られるまで下校させず、保護者も一緒に学校に留め置き取組みを行っている。在学中の優れた防災の取組みが放課後や卒業後の障害福祉施設でも共有・継続されるために、障害福祉施設のBCPの検討や個別避難計画の策定を通し、地域支援者や特別支援学校など多様な関係機関と連携していくことが求められる。

6. おわりに

(1) まとめと考察

ワークショップにより抽出された課題をBCPの重要要素である「人」「モノ」「情報」「場」の観点で分類し、それらの課題を参酌し作成・実施した調査結果における課題を整理したところ、おおむね大都市部の小規模施設ほど大規模災害において事業継続が困難な状況にあることが明らかになった。

(2) 今後の課題と展望

本研究の対象者は災害対策部会参加事業所という、ある程度、防災や災害に対し関心やノウハウのある福祉施設を対象になされた点を考慮すると、東京都全体としてはさらに事業継続が困難な施設が多数に上ることが想定される。福祉施設にとってBCPに取り組む過程で、過去の災害から学び、課題を特定し、仲間や関係者と連携しながら徐々に課題を小さくすることができる。今後とも効果的な障害福祉施設等のBCP作成、レベルアップを支援していきたい。

謝辞

本研究は、2022年度跡見学園女子大学特別研究「大都市における福祉事業所BCPの研究」の成果である。BCP作成研修に主体的に取り組まれた東京都手をつなぐ育成会の仁田坂和夫氏、牧野隆行氏、有吉孝之氏及び調査の送付、回収に尽力いただいた東京都社会福祉協議会の高橋和希氏、災害対策部会の相田哲也氏に心よりお礼申し上げます。また、共同研究者である阪本真由美教授、小山真紀准教授、石川永子准教授、竹本加良子氏には研究会の中で専門性の高いご助言をいただき結論に導いてくださいました。深く感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 厚生労働省ホームページ：感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等, 2023.4.27 閲覧, https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html.
- 2) 内閣府ホームページ：大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等について(平成30年7月5日18時現在), 2023.4.27 閲覧,

https://www.bousai.go.jp/updates/h30jishin_osaka/pdf/300705_jishin_osaka_01.pdf.

- 3) 柄谷友香・鍵屋一：障害福祉施設における災害対応上の課題抽出と事業継続計画(BCP)策定に向けた実践, 福祉のまちづくり研究 16 (3), pp.1-9, 2014.
- 4) 鍵屋一ら：障害福祉施設の事業継続計画(BCP)作成プロセスの研究－施設職員の災害対応力向上を目指して－, 地域安全学会論文集 27 (0), pp.113-120, 2015.
- 5) 丸谷浩明：事業継続マネジメントの重要項目の導入の実態と困難性に関する考察－中小企業への普及も想定して－, 地域安全学会論文集, No.8, pp.1-10, 2006.
- 6) 指田朝久ら：コンピテンシー分析に基づく災害対応人材育成カリキュラム作成手順の開発, 地域安全学会論文集, No.8, 2006.
- 7) 鍵屋一ら：特別養護老人ホームにおける事業継続計画(BCP)ガイドライン作成に関する基礎的研究, 地域安全学会論文集, No.13, pp.357-366, 2010.
- 8) 内閣府ホームページ：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改定), 2023.4.27 閲覧, <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/202105gaiyou.pdf>.
- 9) 内閣府ホームページ：令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ), 2020, 2023.11.1 閲覧, pp.5-13, https://www.bousai.go.jp/fusuigai/koreisubtyphoonworking/pdf/dai19gou/hinan_honbun.pdf.
- 10) 林春生ら：防災の決め手 災害エスノグラフィ, NHK 出版, 2009.
- 11) 国土交通省：川の防災, 浸水深と建物被害, 2024.1.4 閲覧, <http://city.river.go.jp/kwabou/reference/index05.html>.
- 12) 国土交通省ホームページ：要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き(洪水, 雨水出水, 高潮, 土砂災害, 津波)令和4年3月, 2023.4.27 閲覧, <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/tebiki.pdf>.
- 13) 厚生労働省ホームページ：令和3年度介護報酬改定における改定事項について, 2023.4.27 閲覧, <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000768899.pdf>.
- 14) 東京都防災ホームページ：避難所及び避難場所, 2023.4.27 閲覧, <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/bousai/1000026/1000316.html>.
- 15) 厚生労働省ホームページ：高齢者福祉施設における避難の実効性を高める方策について, 令和3年3月, 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会資料, 2023.4.27 閲覧, <https://www.mhlw.go.jp/content/000762615.pdf>.
- 16) 鍵屋一ら：ひな形でつくる福祉防災計画－避難確保計画からBCP, 福祉避難所－, 公益財団法人東京都福祉保健財団, 2020.
- 17) 日本防火・危機管理促進協会：避難所外避難者の支援体制に関する調査研究, 令和3年度危機管理体制調査研究報告書(令和4年3月), 2023.8.8 閲覧, https://boukakiki.or.jp/crisis_management/library/report/R3chousa_houkoku.pdf.
- 18) 内閣府：避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書(平成25年), 2023.8.8 閲覧, https://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hinan_taisaku/pdf/hinan_taisaku_houkokusyoudf.
- 19) チームやちよキッズ：八千代市版 地震が起きても困らない医療ケアが必要な子どもと家族の暮らし方のヒント！東日本大震災を経験した先輩から学ぶ(2016年2月初版), 2023.8.8 閲覧, https://www.yuumi.or.jp/wp_yuumi2/wp-content/uploads/2022/06/booklet31.pdf.

(原稿受付 2023.8.11)

(登載決定 2024.1.20)